

事務局規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人フードバンクTAMA（以下「本法人」という。）定款第53条第2項の規定に基づき、本法人の事務処理の基準その他の事務局の組織及び運営に関し必要な事項を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。

(事務局)

第2条 事務局に、事務局長、事務局次長、各担当者を置く。

第3条 事務局には、次に掲げる業務担当者を置く。

(1) 人事・経理担当

(2) 総務担当

(3) 事業担当

(職員の職務)

第4条 本法人の職員の職務は次のとおりとする。

(1) 事務局長は、理事長の命を受けて、事務局の事務を統括する。

(2) 事務局長は各業務の担当者を任命する。

(職員の任免)

第5条 職員の任免は、理事長が行う。

(事務の決裁)

第6条 事務に関する事項は、事務局長の決裁を受けて施行する。ただし、重要な事務は、理事長又は理事会の決裁を経なければならない。

(規程外の対応)

第7条 本規程以外の事務局に関する事項で、文書に関する事項は、別に「文書管理規程」に定める。

(細則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改廃)

第9条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。（令和3年3月25日理事会決議）

この規程は、令和5年6月1日から施行する。（令和5年5月25日総会決議）

この規程は、令和6年6月1日から施行する。（令和6年5月28日総会決議）